平成２６年（フ）第５９１号
さいたま市浦和区木崎５丁目24番24号　テラスハウスＡ
破産者　櫓井　正秋
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８９７号
大阪府門真市御堂町５丁目22　門真モントレー101号室、開始決定時の住所大阪府門真市石原町35番９号
破産者　嶋田　武司
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５４０号
大阪府吹田市垂水町１丁目56番21―505号
破産者　柿川　正志
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４４５号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目４番17―702号、前住所大阪市住之江区中加賀屋３丁目１番23号
破産者　旭すしこと　山中　章弘
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２２号
兵庫県明石市小久保３丁目19番地の４　サウザンドコート明石303号
破産者　田中　浩子
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第７５１号
札幌市東区北36条東３丁目２番７号　ピュアハウスＡ201号
破産者　武内　　薫
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１００２号
札幌市中央区南17条西７丁目４番13号　第３村形ビル10Ａ号
破産者　田中　美昭
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１２９号
札幌市豊平区平岸６条16丁目２番20―302号
破産者　川端　　毅
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８号
岩手県奥州市江刺区梁川字沢田６番地
破産者　菊池　和也
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２０５号
仙台市青葉区荒巻神明町20番34号　水谷ハイツ105、従前の住所仙台市青葉区荒巻神明町20―３　第２荒巻コーポレーション204号
破産者　佐々木邦介
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
仙台市宮城野区宮千代３丁目７番地の２　ハサゼンハイツＡ棟106
破産者　阿部利津子（旧姓渡邉）
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５２号
群馬県前橋市三夜沢町570番地83
破産者　松本　泰明
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６３号
群馬県佐波郡玉村町大字上福島1228番地　グリーンコートＢ102
破産者　黒岩　　繁
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４７号
群馬県安中市下秋間1499番地１
破産者　本間　昭二
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２４６号
埼玉県所沢市大字上安松1140番地の30　ベルビュー上安松Ｂ―101
破産者　中澤壯三郎
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６２９号
神奈川県平塚市榎木町３番14―202号　メゾンエトワールⅡ
破産者　前田　晃宏
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１６４号
神奈川県厚木市田村町11番18―311号、前住所神奈川県厚木市恩名５丁目８番３―808号
破産者　備前　　薫
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１１３号
相模原市中央区すすきの町23番２号
破産者　中村　隆幸
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第６２７号
静岡市駿河区国吉田３丁目４番29号　リベルテ国吉田Ｂ棟、住民票上の住所静岡市清水区八坂西町16番13号
破産者　太田まゆみ
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部